

沼津市給水条例の一部改正について

沼津市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市給水条例の一部を改正する条例

沼津市給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第35条第2項及び第38条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

水道法の一部改正に伴い、条例中の用語を改めるものである。